

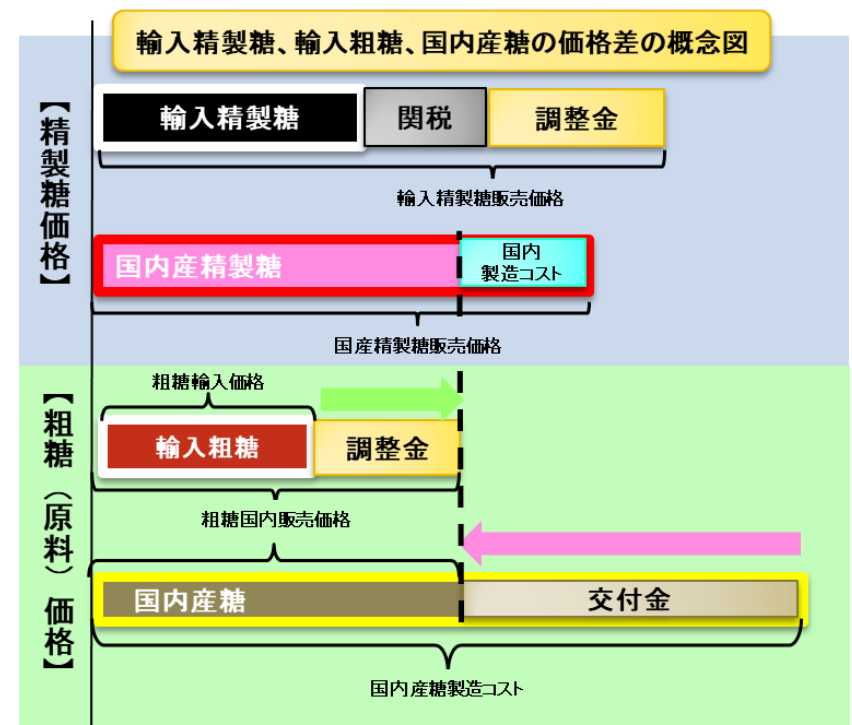
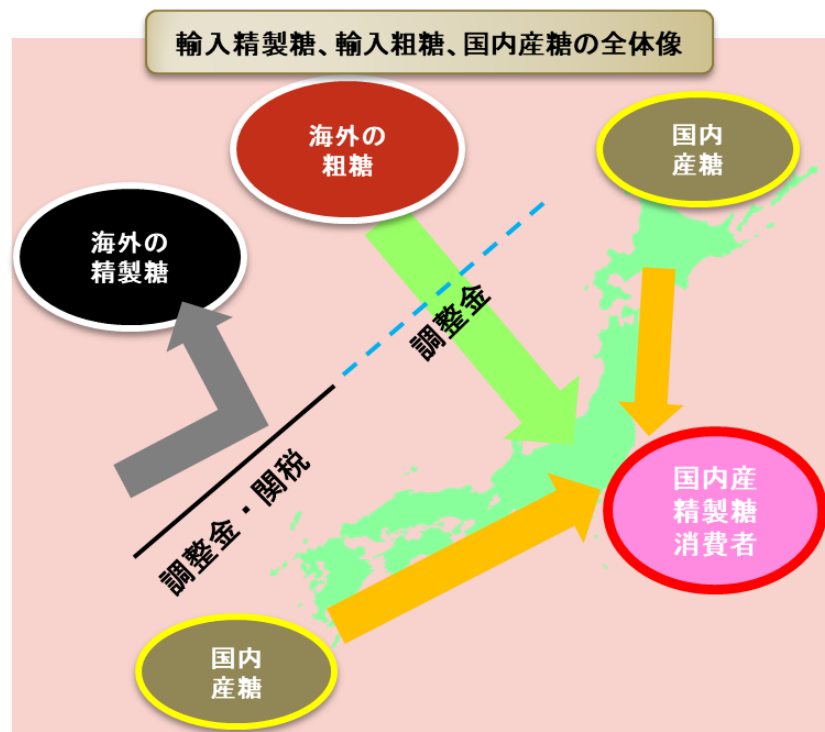
糖価調整制度の持続的な運営を図るための取組について

令和8年9月

農林水産省

1 制度の全体像【砂糖の場合】

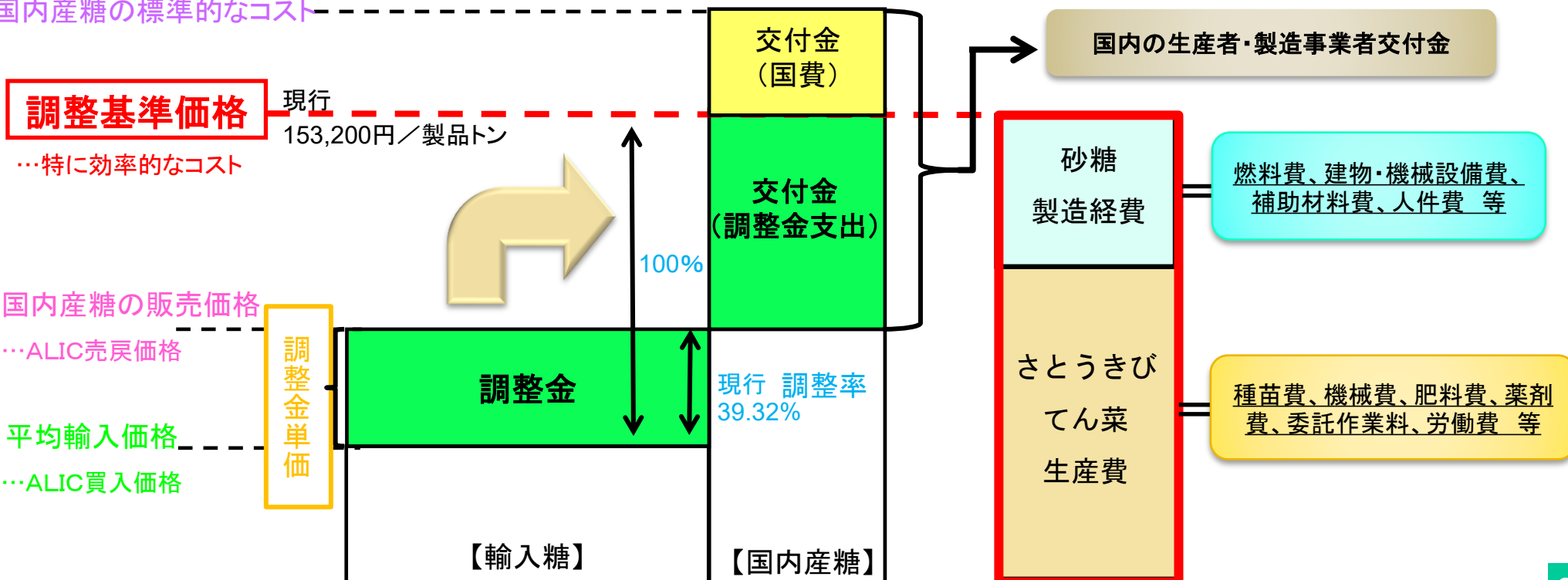
- 糖価調整制度は、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようにすることで、国内市場の安定化と甘味資源作物産地の生業を支えている。
 - 具体的には、
 - ① 輸入精製糖には高い水準の関税・調整金を課す。このため、ほとんど輸入されない。
 - ② (独)農畜産業振興機構(ALIC)は、粗糖を輸入する精製糖企業から調整金を徴収。これにより、輸入粗糖の価格が引上げ。
 - ③ ALICは、甘味資源作物生産者・国内産糖製造事業者に対し、交付金を交付。これにより、国内産糖の価格が引下げ。
 - ④ 価格が引き上げられた輸入粗糖と引き下げられた国内産糖を原料として、精製糖企業は国内で精製糖を製造し、消費者に供給。
- ※ でん粉についても同様に、関税割当制度により無税で輸入されるコーンスターチ用とうもろこしや糖化・化工用の輸入でん粉からでん粉調整金を徴収し、国産でん粉生産者等への交付金の財源としている他、これらを原料として製造される異性化糖から異性化糖調整金を徴収し、国内産糖生産者等への交付金の財源に組入。



2 調整金の徴収

- 輸入糖から徴収される調整金については、**調整基準価格**と**平均輸入価格**の差に**調整率**を乗じて**単価**を決定。
- **調整基準価格**は、砂糖の内外価格差調整の基準となる指標であり、輸入糖の価格がその価格を下回った場合にはじめて価格調整の仕組みが発動される。その水準は、**特に効率的に製造された場合の国内産糖の製造コスト**、すなわち効率的な原料生産の生産費と効率的な工場での砂糖の製造経費の合計額を基礎として算定。
- **平均輸入価格**は、4半期ごとに、ニューヨーク取引所の平均価格等を基準として決定。また、**調整率**は、当年の砂糖の推定総供給数量に占める当年の国内産糖の推定供給数量の割合を限度として決定。
- なお、生産者と国内産糖製造事業者に対しては、**標準的な国内産糖の製造コスト**と**国内産糖の販売価格**の差額が交付金として交付されているが、この場合、
 - ① **特に効率的なコスト（調整基準価格）**と**販売価格**の差額分は調整金で、
 - ② **標準的なコスト**と**特に効率的なコスト**の差額分は国費で賄う仕組み。

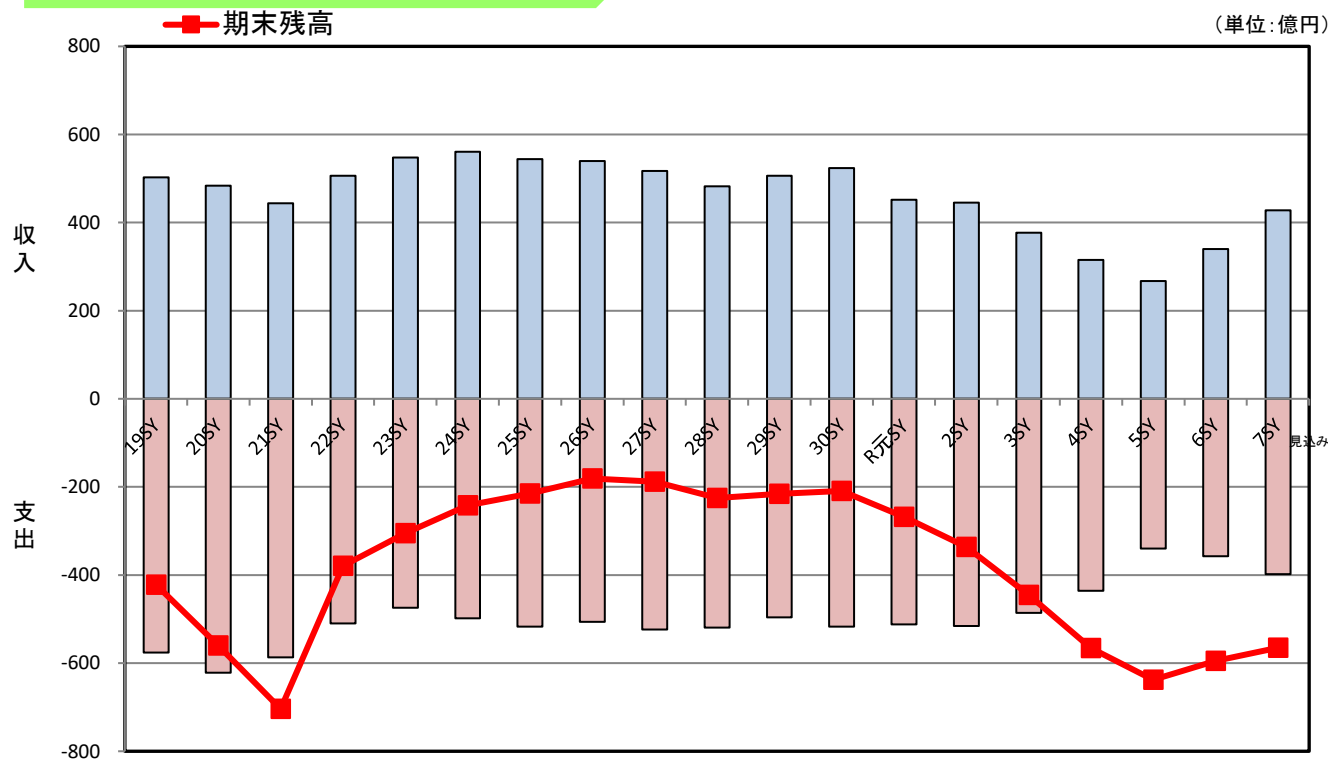
国内産糖の標準的なコスト



3 ALIC砂糖勘定の状況

- 糖価調整制度の砂糖勘定については、国際糖価の高騰や円安の影響等により、令和元砂糖年度以降、調整金収支が急激に悪化。特に令和3、4砂糖年度には、単年度収支が100億円以上の赤字となり、その改善が急務となった。
- これを踏まえ、収支両面から改善に取り組んだ結果、期末残高は依然高い水準であるものの、単年度収支の赤字は、令和4砂糖年度をピークに縮小。令和7砂糖年度には単年度収支の黒字が見込まれる状況となった。

○ 砂糖の調整金収支の推移



- 注1) 砂糖年度 (SY) とは、毎年10月1日～翌年9月末までの期間をいう。
 注2) 四捨五入の関係で前年度期末残高と単年度収支の合計額が期末残高と一致しない場合がある。
 注3) 単年度収支には、糖価調整緊急対策交付金 (H22SY) 及び糖価調整制度安定運営緊急対策交付金 (R6SY) の充当分を含まない。
 注4) 19砂糖年度以降の各年度については、当該年度のてん菜に係る国庫納付の確定額を反映。

○ 砂糖調整金の期末残高推移

(単位: 億円)

砂糖年度 (SY)	単年度収支	期末残高
H19	▲ 73	▲ 422
20	▲ 138	▲ 560
21	▲ 143	▲ 704
22	▲ 4	▲ 378
23	74	▲ 304
24	62	▲ 242
25	27	▲ 215
26	34	▲ 181
27	▲ 7	▲ 188
28	▲ 37	▲ 225
29	10	▲ 216
30	7	▲ 209
R元	▲ 56	▲ 265
2	▲ 71	▲ 336
3	▲ 109	▲ 445
4	▲ 121	▲ 566
5	▲ 72	▲ 638
6	▲ 17	▲ 595
7 (見込み)	30	▲ 565

資料: 地域作物課調べ

4 「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和4年12月)の概要

- 砂糖の消費量が減少する中、てん菜糖業の在庫量が増大し、厳しい経営状況にあるとともに、てん菜生産を支える糖価調整制度の調整金収支についても累積赤字が増大。
- このような状況が続けば、持続的なてん菜生産が困難となるおそれがあるため、令和4年12月に、「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について(てん菜方針)」を策定し、令和8砂糖年度にてん菜糖の国内産糖交付金の交付対象数量を55万トンとするとともに、てん菜から加工用ばれいしょや豆類など需要のある作物への転換、てん菜糖業の過剰在庫の解消に向けた需要拡大等の取組を推進。また、令和7年12月には、令和9砂糖年度以降のてん菜糖の交付対象数量を55万トンとすること等を決定。

令和8砂糖年度までのてん菜糖交付対象数量

	R5SY	R6SY	R7SY	R8SY
1 交付対象数量	60万トン	58万トン	56万トン	55万トン
2 指標面積	54,500ha	52,500ha	50,500ha	50,000ha
3 特例数量 (作付面積が指標面積を下回る場合の交付対象数量)	62万トン	60万トン	57万トン	56万トン

てん菜方針に基づく検証の概要

糖価調整制度の持続的な運営を図るため、毎年度、

- 1 調整金収支の状況
- 2 砂糖需給の動向
- 3 てん菜の生産状況
- 4 てん菜糖業の経営状況

等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会において、令和8砂糖年度までの交付対象数量及び指標面積について検証

令和9砂糖年度以降のてん菜糖の交付対象数量等について

令和7年12月24日

農林水産省

- 1 てん菜糖のうち、交付金の対象となる数量及びその原料となるてん菜の支援規模（以下「交付対象数量」という。）に関して、「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月決定）において、「今後検討する」とこととされていた令和8砂糖年度における特例数量は、56万トン（砂糖ベース）とする。
- 2 令和9砂糖年度以降の交付対象数量は、55万トンとする。
ただし、（独）農畜産業振興機構の砂糖勘定の収支、国際糖価、為替相場、甘味資源作物の作付面積、生産コスト、国内産糖量等の状況を勘案し、糖価調整制度の安定的な運営に支障が生ずる場合には、持続的なてん菜生産及び糖価調整制度の運営が可能な水準の交付対象数量となるよう、見直しを行うこととする。
- 3 制度の安定運営を図る観点から、産地において生産コストの削減に努めることとし、これに必要な支援を講ずるものとする。
また、てん菜糖業の持続的な経営のため、原料てん菜の集荷の効率化や、てん菜糖の流通の合理化等について、引き続き関係者と検討を行うものとする。

5 てん菜糖の交付対象数量及び指標面積についての検証

- 制度関係者による収支改善の取組の結果、砂糖勘定の単年度収支の赤字は、令和4砂糖年度をピークに縮小。
- 令和7砂糖年度のてん菜糖産糖量は交付対象数量を下回る見込み。また、てん菜の作付面積は、令和7年産は指標面積を下回る47,965ha、令和8年産も指標面積を下回る見込み。

1 調整金収支をめぐる状況

- ・ 砂糖勘定の収支は、累積債務は依然高い水準であるものの、R3・4砂糖年度には100億円以上であった単年度収支の赤字は、R4砂糖年度をピークに縮小。令和7砂糖年度には単年度収支の黒字が見込まれる状況となった。

※ R7SYの単年度収支30億円、期末残高▲565億円（見込み）

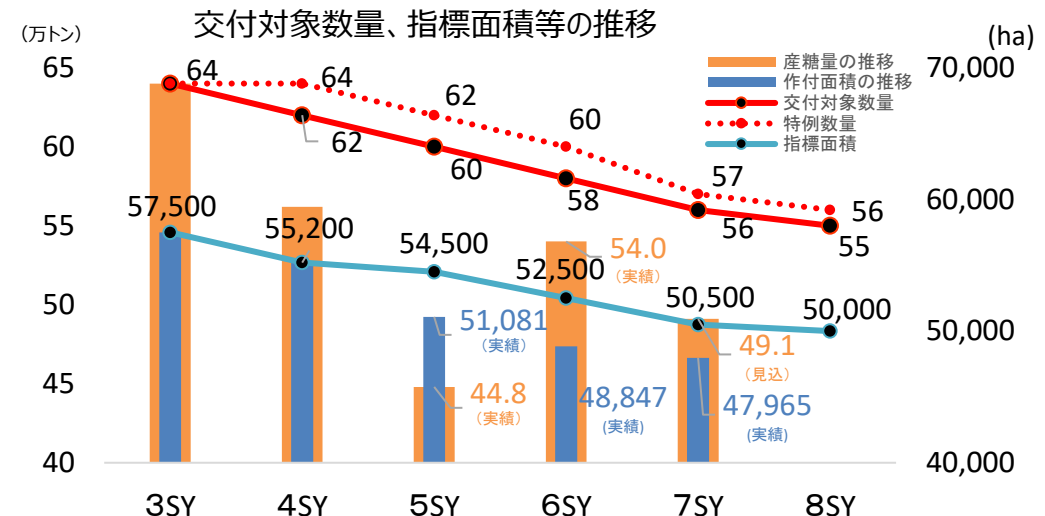
2 砂糖需給の状況

- ・ 砂糖の消費量については、人流の増加に伴う経済活動の回復等により、緩やかに回復したが、直近年は前年比で減少見込み。

※H30SY：183.5万t R元SY：172.1万t R2SY：171.0万t
R3SY：174.6万t R4SY：174.8万t R5SY：174.2万t
R6SY：174.7万t R7SY：173.4万t（見込み）

3 てん菜の生産状況

- ・ R7砂糖年度のてん菜糖産糖量は、49.1万トンの見込みであり、交付対象数量56万トンを下回る見込み。
- ・ R7年産のてん菜作付面積は、R6年産に比べ▲約1,000haの48,000ha程度となり、指標面積50,500haを下回った。R8年産は、46,390haと、指標面積5万haを下回る見込み。



資料：北海道調べ。※R7年産糖量（見込）、R8年産の作付面積はビート糖業協会調べ（R8.5時点）。

4 てん菜糖業の経営

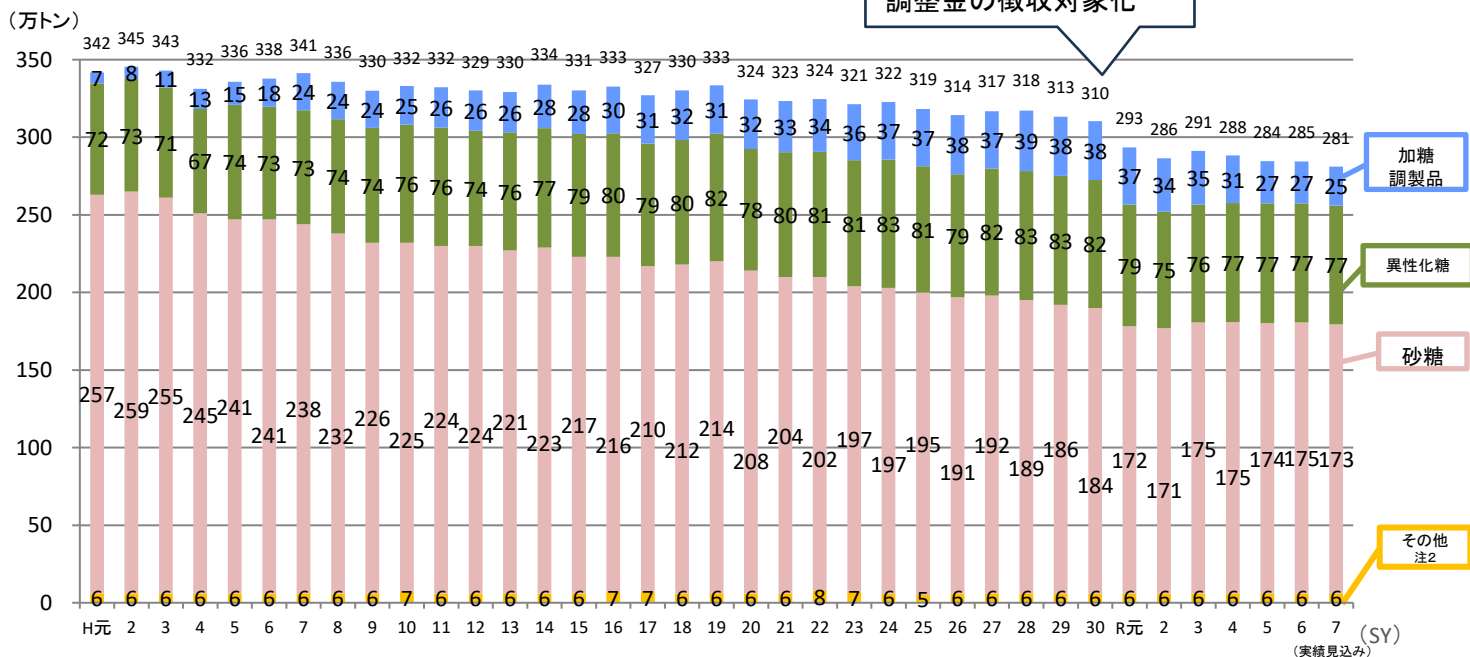
- ・ てん菜糖業の経営を圧迫していたてん菜糖の在庫量はR7SY期末には適正な水準で推移。

※ R7SYのてん菜糖の期末在庫量見込み8.9万t（適正在庫量8.5万t）

6 加糖調製品からの調整金の徴収

- 加糖調製品は、砂糖とソルビトール等を混合した調製品の輸入が自由化された平成2年以降、輸入量が大幅に増加し、砂糖からの代替が進行。
- このような中、CPTPPの発効(平成30年12月30日)に合わせて、加糖調製品を調整金の徴収対象に位置付け。これを財源として、輸入原料糖の調整金を軽減すること等を通じて、国内における砂糖の価格を引き下げ、砂糖の競争力強化を図っているところ。
- なお、調整金の徴収を開始した平成30砂糖年度以降は、甘味全体の需要量が減少する中で加糖調製品の需要量も減少する一方で、この輸入価格の上昇と加糖調製品の暫定税率引下げによる調整金単価の拡大により、加糖調製品からの調整金収入は令和6年まで増加。令和7年は、103億円の見込み。
- 引き続き、加糖調製品の輸入状況等を踏まえつつ、CPTPPのステージング等にあわせて暫定税率の引下げを検討。

○ 甘味全体の需要量の推移



○ 加糖調製品からの調整金収入の推移

(単位: 億円)

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ココア調製品	4	6	9	11	13	17	18
粉乳調製品	4	7	11	14	14	16	17
豆調製品	14	14	13	14	15	15	14
コーヒー調製品	0.01	0.04	0.02	0.02	0.02	0.10	0.19
その他調製品	40	38	43	54	60	58	54
合計	62	65	76	94	102	106	103

資料: 農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」(R7.6月)

注1: 加糖調製品は含糖率ベースの推計。注2: その他は含蜜糖、工業用等。

注3: 異性化糖とは、主にとうもろこし由来のコンスターチを原料としたぶどう糖と果糖を混合した液糖。主に清涼飲料水の原料となる。

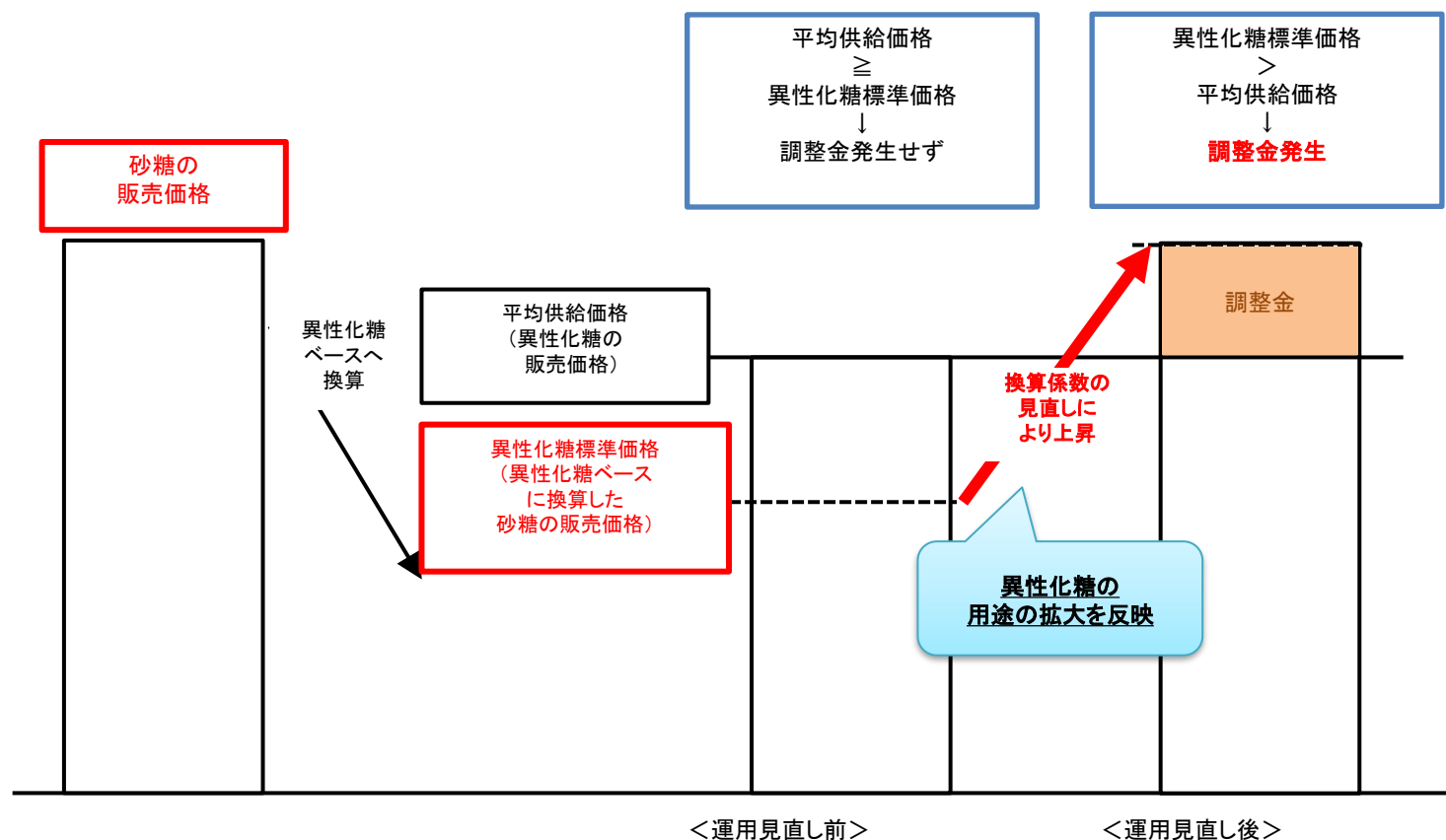
資料: 農林水産省地域作物課作成

注: 集計期間は当該年の7月から翌年6月

7 異性化糖の調整金に係る運用見直し

- 異性化糖の需要は、砂糖も含めた甘味全体の需要が減少傾向で推移する中で、やや増加から横ばいで推移。他方で、調整金は平成23年以降発生していなかったところ。
- このような中、砂糖と異性化糖の用途等の現状を踏まえ、令和6年4月から異性化糖の換算係数について見直しを実施。
- その結果、調整金の徴収が再開しているところであり、引き続き適切に算定。

○ 異性化糖調整金発生イメージ



8 砂糖勘定のこれまでの収支改善に向けた取組と今後について

累積赤字の 拡大背景(H30～)

これまで実施してきた改善策

- 長期的な砂糖消費量の減少
- 堅調な国内産糖の生産
- 新型コロナウイルスの影響による砂糖消費量の急減
- 歴史的な国際糖価の高騰・円安による調整金単価の減少
- 加糖調製品からの調整金の徴収（H30年12月）
- てん菜糖の交付対象数量の決定
 - ・ R8SYに向けて交付対象数量を調整する「てん菜方針」を決定（令和4年12月）
 - ・ R9SY以降の交付対象数量を決定（令和7年12月）
- 異性化糖調整金の運用見直し（R6年4月：調整金発生）
- 持続的な制度運営とするための適切な価格指標（指定糖調整率等）の設定（随時）
- 甘味資源作物及び砂糖の生産関係者による効率化の取組（継続）
- 期末残高は依然高い水準であるものの、左記の取組により、単年度収支の赤字は、令和4砂糖年度をピークに縮小。令和7砂糖年度には単年度収支の黒字が見込まれる状況。

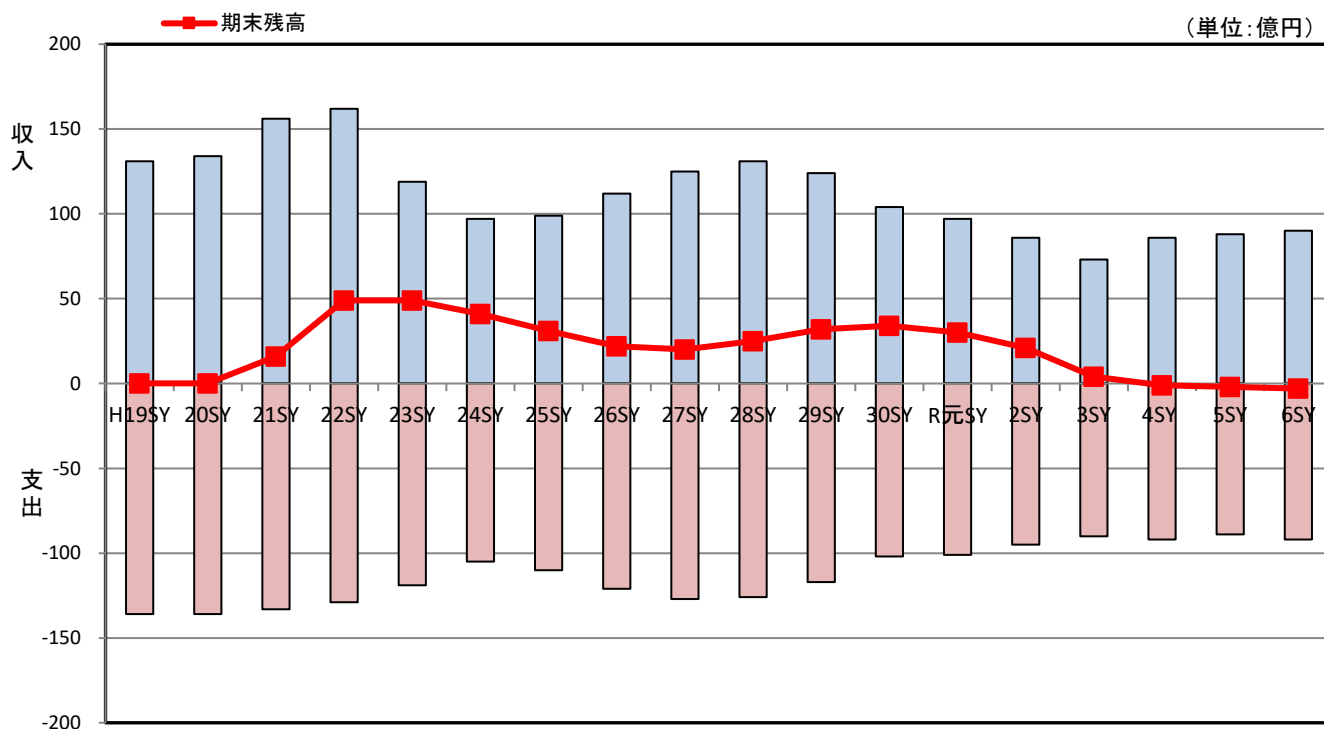
今後の制度運営の基本的考え

糖価調整制度の趣旨に立ち返り、甘味全体での公正な負担と消費者の理解の下、甘味資源作物の産地を的確に支える姿に向け、関係者の考えをよく聞きつつ、不断の制度改善を積み重ねていく。

9 ALICでん粉勘定の状況

- でん粉調整金の収入は近年、概ね90億円で推移。
- 令和7でん粉年度のでん粉調整金の収支については、単年度収支は3億円となり、期末残高は±0となる見込み。

○ でん粉の調整金収支の推移



注1) でん粉年度 (SY) とは、毎年10月1日～翌年9月末までの期間をいう。

注2) 四捨五入の関係で前年度期末残高と単年度収支の合計額が期末残高と一致しない場合がある。

注3) 19でん粉年度以降の各年度については、当該年度のばれいしょに係る国庫納付の確定額を反映。

○ でん粉の調整金の期末残高推移

(単位: 億円)

でん粉年度 (SY)	単年度収支	期末残高
H19	▲5	▲5
20	▲2	▲7
21	23	16
22	33	49
23	0	49
24	▲8	41
25	▲10	31
26	▲9	22
27	▲2	20
28	5	25
29	7	32
30	2	34
R元	▲4	30
2	▲9	21
3	▲17	4
4	▲6	▲1
5	▲1	▲2
6	▲1	▲3
7(見込み)	3	0